

別記様式第1号(第四関係)

か き の き ち く か っ せ い か け い か く
柿の木地区活性化計画

栃木県・栃木市

平成22年7月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	柿の木地区活性化計画						
都道府県名	栃木県	市町村名	栃木市	地区名(1)	柿の木地区	計画期間(2)	平成19年度～平成23年度

目 標 :(3)

農業用排水施設及び農道を整備することにより、良好な水管理と維持管理費の節減及び輸送体制の確立による生産性と農業経営向上の効果を発現し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続、展開を図る。このことにより著しい農業従事者数の減少を抑えることとし、目標として平成21年度173戸の農家戸数を平成24年度においても維持することを掲げ、当地域の定住化を促進する。

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、関東平野の北部、首都圏より約80kmの地点にあり、首都経済圏に位置する栃木県南部の中核都市である。柿の木地区に代表され大宮北地区を含む本地域は、栃木市の東部に位置し、地下水を水源とした水田地帯であり、水田二毛作による水稻+大麦の土地利用型農業を主体とし、これに野菜を加えた複合経営によって、地域の農業が展開されている。水稻を基幹として麦・野菜との複合経営で、農産物は国道4号や東北自動車道を経由して東京方面へ出荷される。

現状と課題

柿の木地区に代表され大宮北地区を含む本地域は、圃場整備により整備されているが、柿の木地区の農業用排水施設においては、施設の老朽化に伴う漏水、機能低下、地下水位の低下により必要水量の確保が困難な状況にあり、転作作物の導入に支障をきたしている。大宮北地区の農道においてはそのほとんどが砂利道となっているため、農作物・生産資材等の運搬に支障をきたしているのが現状であり、輸送経路の改善及び農業機械の大型化の推進が課題となっている。近年、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足により農業経営が不安定となり、将来において地域の活力の減退・人口の減少などが懸念され、これらを解消し、地域を活性化することが課題である。

今後の展開方向等(4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み地域活力が低下する中、農地の保全、基盤の整備、後継者の育成や農地の集約化等を推進して農業経済の安定化を図り地域活性化を目指す。具体的には、農業用排水施設及び農道の整備を行うことによって、従来の機能が向上され、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続、展開を図り、農家人口・総人口の減少を抑制し、当地域の定住化を促進する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
栃木市	柿の木地区	基盤整備(農業用排水施設)	栃木市東部土地改良区	有	イ	H19~H20
栃木市	大宮北地区	基盤整備(土地改良施設保全)	栃木市	有	イ	H22

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
栃木市	大宮北地区	区画整理	国府土地改良区	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

柿の木地区(栃木県栃木市)	区域面積 (2)	544ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積544haのうち農林地面積は約326haで約60%を占め、当該地域における全就業者3,634人に対し農林漁業従事者356人で概ね10%である。		
法第3条第2号関係: 農業者の高齢化傾向からみて、活性化のためには、基盤整備により生産性を向上し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより、安定した農業経営を確立し、定住化を進めることは必要不可欠な区域である。		
法第3条第3号関係: 地区内における市街地を形成しての以外の農地を中心に計画。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 … 該当なし

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 …… 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

農家戸数を現況年度(H21)173戸に対し評価年度(H24)も維持することを目標にしており、その達成状況は農業委員会選挙人名簿を基に確認する。
県としては、栃木市の評価の妥当性について確認する。
また、公表にあたっては、第三者の意見を聴取する。